

介護団体支援実施要領

公益財団法人中国残留孤児援護基金

(趣旨)

第1条

帰国者および同伴帰国した配偶者は、年々加齢し相当数が高齢者の域に達しているが、日本語の習得不十分や習慣の壁から、介護保険法に基づく各種の介護事業サービスを十分に理解できず活用していない者の多いことが報告されている。他方、介護サービス提供事業者からみると、帰国者の介護については日本語の不理解と価値観の相違から、サービス提供において一般日本人より負担がかかることが指摘されている。

公益財団法人中国残留孤児援護基金（以下「事務局」という。）は、中国帰国者及びその配偶者（以下「帰国者等」という。）に視点を置いた介護事業を実施している法人が帰国者等を介護サービス提供の対象としたことによって負担が生じている場合には、一定の条件の下にその法人を支援する。

(目的)

第2条

既に「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業者」又は「地域密着型サービス事業者」として事業を行っている法人が、帰国者等に介護サービスを提供することによって言葉や生活習慣等の相違から運営に負担が生じている場合に、一定額の支援を行うことによって帰国者等が介護サービスを利用しやすくなり、帰国者等の老後生活支援の一助となることを目的とする。

(対象団体)

第3条

「居宅サービスの内、訪問サービス又は通所サービス事業」又は「地域密着型サービス事業」をすでに運営中の法人で、介護サービス事業所等の利用者のうち、設立初年度の法人以外は帰国者等が週平均5人以上且つ年間利用者総数の2割を超えている法人の中から選考する。

また、過去に事務局の実施した介護事業基盤整備援助も含め通算10カ年度を支援の上限とし、これを超える法人は対象としない。

(支援金の申請)

第4条

前条に該当し支援金を申請する法人は、この要領の附則に定める様式によって過去1年度間（4月から3月までの間）の全利用者数と帰国者等の利用者数（実績）を明らかにして、事業実施年度の指定する期日までに事務局に申請するものとする。

(支援金の額)

第5条

支援金の額は、過去1年度間の帰国者等の利用実績を基に、当該年度も同等の実績が見込めるものと推定して年間延べ利用回数を算出し、以下のように支援額を決定する。

ここにいう利用回数とは、入所施設にあっては1人当たり入所1日を1回、通所施設にあっては1人当たり通所1日を1回、訪問サービスにあっては訪問回数にかかわらず訪問した1日を1回、小規模多機能型居宅介護事業にあっては通い・宿泊の形態にかかわらず訪問した1日を1回とする。

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1 設立初年度及び週平均5回以上10回未満の団体については | 10万円 |
| 2 週平均10回以上20回未満の団体については | 15万円 |
| 3 週平均20回以上の団体については | 20万円 |

なお、申請の総額が支援総額の上限を超過する場合、基準3の団体を基準2までの間に減額し、更に不足する場合は、基準2の団体を基準1までの間に減額し、限度額内で支援するものとする。

(審査、支援金の交付)

第6条

事務局は法人からの申請書類をもとに当該法人へのヒアリング等を含め十分な審査を行い、審査

経過を含めた事務局原案を作成し団体助成委員会の承認を求めるものとする。

２ 支援金の交付は、団体助成委員会の承認を経て理事会で決定する。事務局は、援助が決定した法人には直ちに通知し、法人からの「請書」を徴したあと支援金を交付する。

(報告)

第7条

支援金の交付を受けた法人は、当該会計年度終了後速やかに事業全体の年間の概要と帰国者等の利用状況及び決算の報告をしなければならない。

また、事務局の求めに応じて、帰国者等の処遇に関する報告をしなければならない。

(支援金の取消又は減額)

第8条

支援金の交付を受けた法人は、帰国者等の利用回数が第5条の規定により算出した利用回数を20パーセント以上下回ることが確定的に判断できるときは、当該法人は速やかに事務局に報告し協議しなければならない。

この場合、申請時の計画に虚偽等の不法行為があった法人については、支援を取消して支援金の全額を返還させる。法人の責めに帰さない原因による計画の履行不能である場合は、協議により現に所持する支援金の残額を返還させることができる。

附 則

1. この実施要領は、平成18年9月15日より実施する。
2. 実施要領にいう「会計年度」、「初年度」、「2年度目」及び「3年度目」とは、4月1日から翌年3月31日までを年度の区切りの原則とする。

ただし、交付された援助資金又は支援金のうち会計年度末に残金が生じた場合は、法人は事務局に協議のうえ、次年度に繰越すことができる。

3. 援助金及び支援金の額は、法人の状況及び基金の寄付金募集状況によって毎年見直すものとする。
4. 申請にかかる各種書式は次のとおり定める。
5. 平成19年5月25日 一部改正
6. 平成20年7月22日 一部改正
7. 平成23年4月1日 一部改正
8. 平成23年7月12日 一部改正

ただし、財団法人中国残留孤児援護基金が公益財団法人へ移行した場合は、本規程の文中について、「財団法人」を「公益財団法人」と改め、公益財団法人移行登記の日から適用する。

9. 平成24年7月10日 一部改正
10. 平成25年4月1日 一部改正
11. 平成26年4月1日 一部改正
12. 平成27年4月1日 一部改正
13. 平成28年4月1日 一部改正
14. 平成29年4月1日 一部改正
15. 平成30年4月1日 一部改正
16. 平成31年4月1日 一部改正
17. 令和2年4月1日 一部改正
18. 令和3年10月1日 一部改正
19. 令和4年3月1日 一部改正
20. 令和5年3月1日 一部改正